

委託設計書

東区維持管理課

設計	検算	照合	課長補佐 課長補佐
			課長 課長

第 令和 7年度	号	款 一般・特別 会計	項 土木費 公園墓園費	目 公園墓園維持費	所 属 東区維持管理課	設計 7.1	提出 7.1	請負 一般競争入札
委託金額		業務名			業務場所		日間	
金		東区太田川緑地仮設便所設置その他業務（単価契約）			東区牛田新町三丁目ほか		委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで	

施行理由

本業務は、東区内の太田川緑地において仮設便所の設置・撤去を行い、利用者が快適に使用できるよう、清掃を行うものである。

設計概要

記

別紙内訳書のとおり

広島市

経費抜き単価

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
直接業務費							
共通仮設費							
共通仮設費(率分)			式	1			
共通仮設費計							
純業務費計							
現場管理費			式	1			
業務原価計							
一般管理費			式	1			
一般管理費(契約保証費)			式	1			
業務価格計							
業務価格							
合計							
諸経费率							

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、東区太田川緑地仮設便所設置その他業務(単価契約)(以下「業務」という。)に適用する。
- 2 本業務の施行箇所は、別紙位置図のとおりとする。
- 3 業務の実施
 - (1) 業務の実施にあたっては、発注者から所定の指示書を受注者に交付するものとする。
 - (2) 受注者は、指示書の交付を受けたときは、当該指示書に基づき、直ちに業務を実施するものとする。

特に、仮設便所撤去については、設置場所が大雨等による冠水が想定されることから、受注者も河川水位に注意し、仮設便所流失の危険があると判断した場合は、速やかに発注者の指示を仰ぐこと。
 - (3) 清掃作業については、次に示すとおり行うものとする。
 - ア 特に指示のない限り、設置後毎週金曜日に行うものとする。
 - イ 清掃作業中は、その旨を示す表示板を掲げ、利用者に一時使用禁止であることを知らせること。
 - ウ 便所内のごみ等を除去し、清潔な環境を保持すること。
 - エ 便器に付着した汚物等は、これを除去し清水ですすぐこと。また、汚れがひどい場合には薬品等を使用して、きれいに除去し十分に洗い流すこと。
 - オ 天井・壁その他に付着した汚物は、これを除去し清水で洗い流すこと。
 - (4) 業務実施に際しては、公園利用者、その他第三者に不快感をあたえないよう留意すること。
- 4 報告事項
 - (1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び従業員をあらかじめ所定の様式により発注者に報告すること。また、現場責任者及び従業員に変更があった場合も同様とする。
 - (2) 受注者は、毎月の業務完了後、速やかに所定の完了届に施行写真を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。
- 5 本仕様書に明記されていない事項または疑義を生じた場合は、発注者と協議したうえ決定するものとする。

位置図



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 乙は、業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

い。

(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。